

USPTO、特許期間調整の計算プログラムにおける不具合を報告

2024 年 9 月 30 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畠

USPTO は、特許権の存続期間について、USPTO の手続きの遅延に基づく調整を行うための計算プログラムに不具合があり、2024 年 3 月 19 日から 7 月 30 日までに登録された特許で影響が生じた可能性がある旨を報告した¹。

特許権の存続期間に誤りがある可能性のある特許は、上述の期間に特許登録されたもののうち 1%程度と推測されている。

この計算プログラムの不具合を根拠として特許権の存続期間の再調整を求める特許権者は、特許査定を受けた日から 7 か月以内に申し出る必要がある²。また、このプログラムの不具合に依拠しない申出については、通常どおりの手続きが必要となる。

米国特許法には、特許権の存続期間について、USPTO の手続きの遅延を保証する仕組み (Patent Term Adjustment : PTA) と、医薬品などの承認を得るために特許権を行使できない期間を保証する仕組み (Patent Term Extension : PTE) とがそれぞれ規定されている。

米国特許法 154 条 (b) (1) (A) には、USPTO の手続きの遅延により特許権の存続期間を調整する条件が手続きごとに規定されており、例えば、最初の審査通知が 14 か月以内に行われなかった場合、14 か月を超過した日数だけ特許権の存続期間が延長される。また、これらの遅延期間に重複があった場合には、実際に特許権の付与が遅延した日数を超えないようにする旨が同法 154 条 (b) (2) (A) に規定されている。今回の不具合はこれらの条文に関するものであり、その他の特許権の存続期間の調整規定³に関しては影響がないとされている。

USPTO は、審査期間の指標として、PTA の対象となる期間を超過した出願の割合を公表している⁴。直近の 2 年間において、出願から最終判断までの標準期間である 36 か月の達成率は 80%程度で推移しているが、最初の審査通知までの標準期間である 14 か月以内に審査通知がなされる出願の割合は 30~40%となっている。

(以上)

¹ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-ptasoftware-error.pdf>

² 通常は特許期間の再計算を求める場合に手数料が発生するが、本件に関しては無料。

³ 出願の係属が出願から 3 年を超えた場合の超過期間なども保証される。

⁴ <https://www.uspto.gov/dashboard/patents/patent-term-adjustment-new.html>